

○ 航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定

航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定

昭和51年7月2日

告示第1376号

改正 昭和54年4月1日告示第763号の7 平成9年4月25日告示第759号  
平成12年3月31日告示第529号の7

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定による騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第154号）第1の規定に基づき、地域類型をあてはめる地域及び区域を次のとおり定める。

航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定

地域類型をあてはめる地域及び区域は、次に掲げるとおりとする。

なお、関係図面は、兵庫県県民生活部環境局大気課及び関係市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

1 地域類型をあてはめる地域

区分	地域の範囲
尼崎市	市の全域。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による工業専用地域を除く。
西宮市	市の市街化区域（都市計画法の規定により指定された市街化区域をいう。以下同じ。）の全域。ただし、昭和26年4月1日当時の旧塩瀬村及び旧山口村の区域を除く。
伊丹市	市の全域。ただし、大阪国際空港敷地の区域を除く。
宝塚市	市の市街化区域の全域及び市街化調整区域（都市計画法の規定により指定された市街化調整区域をいう。以下同じ。）のうち別表に掲げる地域
川西市	昭和29年8月1日当時の旧川西町及び旧多田村満願寺の区域。ただし、旧多田村満願寺の市街化調整区域の部分を除く。

2 地域類型をあてはめる区域

地域の類型	区分	あてはめる用途地域
I	1 市街化区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。ただし、伊丹市西桑津、同市森本2丁目から6丁目まで、川西市久代1丁目並びに同市東久代1丁目及び2丁目の地域を除く。
	2 市街化調整区域	別表に掲げる区域
II	市街化区域	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。ただし、伊丹市西桑津、同市森本2丁目から6丁目まで、川西市久代1丁目並びに同市東久代1丁目及び2丁目の地域に限る。 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

前文（抄）（昭和54年4月1日告示第763号の7）

昭和54年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成9年4月25日告示第759号）

平成9年4月25日から施行する。

前文（抄）（平成12年3月31日告示第529号の7）

平成12年4月1日から施行する。

別表

宝塚市	ふじガ丘の一部
同市	売布山手町の一部
同市	売布きよしが丘の一部
同市	御殿山1丁目及び4丁目の各一部
同市	花屋敷荘園1丁目及び2丁目の各一部
同市	雲雀丘山手2丁目の一部
同市	長尾台2丁目の一部
同市	平井山荘の一部
同市	平井1丁目の一部
同市	中山寺2丁目の一部
同市	仁川うぐいす台の一部
川西市	加茂4丁目及び5丁目の各一部